

「ぎょさい総加入運動 21」最後の四半期にあたって

～ 総仕上げの時期を迎え更なるご協力のお願い～

年初は明るい気分で今年の抱負を語りたいたいものですが・・・昨年を振り返れば燃油高騰や大型クラゲ来襲などにより漁業経営は一段と厳しいものとなりました。特に「ぎょさい」に係るものは大型クラゲであり、日本海側、北部太平洋側では操業を切り上げざるを得ないほど多大な被害を与え、さらに東京湾、相模湾、駿河湾や和歌山県沖などの太平洋側や瀬戸内海でも出現報告があり、その存在自体が不気味で非常に暗い影を落とすこととなりました。

また、日本海側のカニ漁が最盛期となった頃には荒天により出漁できず、年明けにかけても荒天と大雪により出漁できないなど、大型クラゲによる操業妨害を補うどころか追い討ちをかけるような事態となっております。

一昨年の史上最高の台風上陸といい、どんなに腕がよく、経験のある漁業者の方でもなかなか太刀打ちできないような自然災害が頻発し、近年は異常気象という言葉が当たり前になってきたかのような状況にあります。

そういった厳しい漁業情勢のなかで、現在展開中の「ぎょさい総加入運動 21」はこの1月から最終年の第4四半期、まさに総仕上げの時期を迎えております。

こうした折、日刊水産経済新聞は元旦号で、『ぎょさいが経営安定・災害対策の中心的役割を果たす』とした記事の特集、このなかで「ぎょさい」の果たしている役割を次のように紹介しております。

「ぎょさい」では、これまで大型クラゲの影響による漁獲量の減少や品質・鮮度低下に伴う魚価の下落、漁の切り揚げによる減収に対して共済金を支払ってきた。昨年の被害に対しても操業を終了した契約から順次、かつ早期に支払っている。大型クラゲ対策にも「ぎょさい」が有効に機能している、というわけだ。

また昨年は台風による漁業被害も少なくない。上陸個数は3個で、一昨年の10個と比べると少ないが、「ぎょさい」にかかわる被害を及ぼしたのは6個。特に9月の14号は16道府県に被害を及ぼしており、支払共済金は約9億7000万円となった。台風被害全体では約10億円が支払われる見込みとなっている。一昨年の約70億円から比べると額は小さいが、毎年のように起こる台風被害に対する「備え」としてのぎょさいの重要性はますます高まったといえる。

一方、こうした「ぎょさい」の災害対策、経営安定対策としての有効性を受け、地方公共団体などの支援も高まってきている。例えば静岡県は今年度、漁業共済掛金の一部を県で助成する「水産業経営体セーフティネット構築費助成事業」を開始した。掛金助成をする都道府県はこれで12に増えた。

また、「ぎょさい」の新たな活用方法として、「ぎょさい」に加入することで無担保・無保証人で運転資金を借り入れることができる仕組みが長崎県と山口県で一昨年、昨年とスタート。経営対策としての「ぎょさい」の広がりを示すものとして注目される。

4月から新しい普及推進運動がはじまりますが、そのスタートダッシュにつなげるためにも残りの二ヶ月余りの推進もギアを一段上げていきますので、関係各位の更なるご協力を頂きたいと思えます。

最後になりますが、みなさまの今年のご健康とそして豊漁を祈念いたします！！！！